



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
代表者名 代表取締役社長 ホーン・チョン・タ
(コード：9704・東証第1部)
問合せ先 取締役 CFO 佐藤 暢樹
(TEL. 03-3436-1860)

新株予約権（ストックオプション）の発行および 既発新株予約権の一部消却に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 24 年 3 月 29 日開催の当社第 74 回定時株主総会において承認可決されました「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、新株予約権（以下、「当該新株予約権」といいます。）の募集事項の決定をし、当該新株予約権を引受ける者の募集をすること等、ならびに当該新株予約権の発行に伴い、既に発行済みの当社第 6 回および第 7 回新株予約権（ストックオプション）（以下、「既発新株予約権」といいます。）の一部を無償で取得し消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額、その他未定の事項は、当該新株予約権の割当日までに決定されます。

記

I. 新株予約権（ストックオプション）の発行

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役、監査役および従業員並びに当社子会社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当の対象者およびその人数並びに割当てる新株予約権の数

当社取締役	4 名	7,325 個	当社監査役	2 名	180 個
当社従業員	2 名	150 個	当社子会社取締役	2 名	200 個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 7,855,000 株

なお、付与株式数（後記（3）に定義しております。）が調整された場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた株式数に調整されるものとします。

（注）新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」といいます。）後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行います。

(3) 新株予約権の総数

7,855 個（各新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は当社普通株式 1,000 株とします。但し、前記 (2) (注)により株式数の調整を受けることがあります。）

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じて得た金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日（平成 24 年 5 月 30 日）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除きます。以下同じです。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ。以下、「当該金額」といいます。）とします。

但し、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価額とします。

(注) ① 割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

② また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権又は新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は、切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替えるものとします。

③ さらに、割当日後、当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 26 年 5 月 30 日から平成 29 年 4 月 30 日までとします。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 対象者は、新株予約権行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、その他これらに準ずる地位にあることを要することとします。

- ② 対象者が前記①の地位を喪失した場合であっても、解任、懲戒解雇若しくは諭旨解雇又は自己都合による辞任若しくは退職による場合を除き、取締役会の承認により、新株予約権の行使を認めることができるものとします。
- ③ 対象者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認められないものとします。
- ④ 新株予約権の質入、その他処分は認められないものとします。
- ⑤ その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによります。

(8) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社の取締役会又は取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、新株予約権者が、前記(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社の取締役会又は取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とします。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(11) 新株予約権の割当日

平成24年5月30日

(ご参考) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成24年2月29日

定時株主総会の決議日 平成24年3月29日

II. 既発新株予約権の一部消却

1. 新株予約権の取得および消却の理由

平成24年5月14日開催の取締役会において、前記I記載のとおり新株予約権(ストックオプション)の発行を決議しましたが、当該新株予約権にて付与する新株予約権を含む各割当対象者の未行使の保有新株予約権総数および各割当対象者の職責とのバランスをとるため、該当する割当対象者の同意のもと、当社が既発新株予約権の一部を無償取得し、消却するものであります。

2. 取得および消却の対象となる新株予約権の概要

名 称	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
発 行 日	平成 21 年 4 月 17 日	平成 22 年 4 月 28 日
発行した新株予約権の個数	5,000 個 (注)	2,080 個 (注)
取得および消却する新株予約権の個数	5,000 個	500 個
消却後に残存する新株予約権の個数	0 個	1,580 個

(注) 各新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は当社普通株式 1,000 株です。

3. 新株予約権の取得および消却日

平成 24 年 5 月 30 日

4. 今後の見通し

既発新株予約権の無償取得および消却処理による当社連結業績に与える影響につきましては、見通しが明らかになり次第、速やかに公表いたします。

(ご参考) 第 6 回および第 7 回新株予約権の概要

新株予約権の名称	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
新株予約権の総数	5,000 個 (注)	2,080 個 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,000,000 株	2,080,000 株
新株予約権の払込金額	金銭の払込みを要しない。	金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使価額	1 株につき 38 円	1 株につき 36 円
新株予約権の割当日	平成 21 年 4 月 17 日	平成 22 年 4 月 28 日
新株予約権の行使期間	平成 21 年 5 月 1 日から 平成 26 年 4 月 30 日まで	平成 22 年 5 月 1 日から 平成 27 年 4 月 30 日まで
新株予約権の割当対象者およびその人数並びに割当てられる新株予約権の数	当社取締役 1 名 5,000 個	当社取締役 5 名 1,450 個 当社監査役 2 名 160 個 当社従業員 16 名 470 個

(注) 各新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は当社普通株式 1,000 株です。

以 上